

一般社団法人私的録音録画補償金管理協会

令和 6 年 1 1 月 2 6 日付けで申請があった私的録画補償金の額については、別紙の文化審議会答申を踏まえ、適正な額と認められるため、著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）第 1 0 4 条の 6 第 1 項の規定により認可します。

なお、協会において、

- 1) 令和 7 年 4 月 1 日の本補償金の徴収開始に向けて、製造業者間で徴収の有無が生じることなく公平な補償金の徴収を確保するため、個別の事業者等と丁寧に協議を進めること、
- 2) 本補償金の徴収に当たっては国民の理解が重要であることから、協会が中心となって、製造業者や消費者団体等と連携しながら、本制度の趣旨や意義等について国民の理解促進に向けた活動を継続的に推進することを申し添えます。

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

文化庁長官
都 倉 俊 一